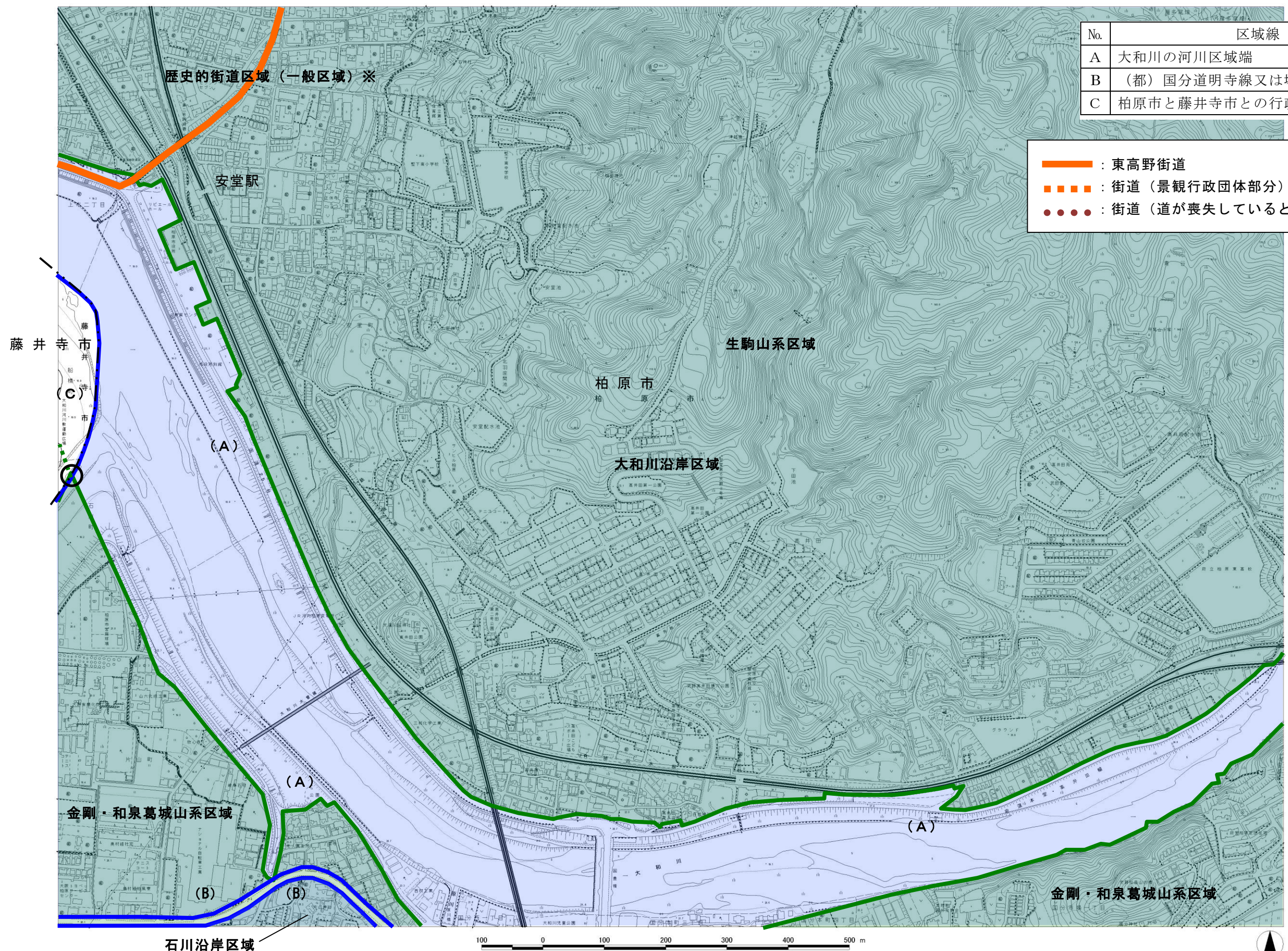


No.	区域線
A	大和川の河川区域端
B	(都) 国分道明寺線又は堺大和高田線
C	柏原市と藤井寺市との行政界

- : 東高野街道
- : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)



※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域) です。